

# マンロー・テキストは なにを「返還」するのだろうか

## マンロー関係資料デジタル化プロジェクトの今日的意義

What Will the Munro Text "Repatriate"? : Present-Day Significance of the Project for Digitizing Materials Related to Neil Gordon Munro

### 出利葉浩司

DERIHA Koji

はじめに

- ① N. G. マンローとその研究 および本稿でとりあげるマンロー・テキストについて
- ② マンロー・テキストに内在する情報はなにか
- ③ 文字情報は、誰の、どんな役に立つのか
- ④ 資料返還運動からみた文字情報
- ⑤ 返還されることのメリットはなにか
- ⑥ 文字情報の返還の意義
- ⑦ まとめと今後の課題

#### 【論文要旨】

ここ二十年近く、北米あるいはオーストラリア地域で政治的に問題化され、人類学的課題としても議論されてきたことのひとつに、先住民から収集し博物館などに保管されてきた「資料」の、先住民社会への「返還運動」がある。そして、返還される「資料」については、これを文字記録や写真にまで拡大してとらえ、「Knowledge repatriation」として考えていこうとする動きもある [Krupnik 2002]。

この研究でも、「資料」の枠を拡げてかんがえ、博物館や文書館などの施設がこれまで保管してきた民族誌的情報が記述された文書類をとりあげ、そこに記録された内容が直接関係している民族集団への、記録された「内容」の「返還」について考える。

対象とする資料は、とくにRAIが保管してきたニール G. マンロー書簡類のうち、1931年から40年まで、セリグマン博士 (Charles G. Seligman) に宛てて書かれたものである。マンローは、アイヌにかんする民族誌を出版すべく、当時ロンドン大学教授であったセリグマン博士に原稿を送り、あわせて近況を報告していたが、書簡には、このほか、研究上の問題、悩みから日常生活に至るまでが記述されている。

これらの情報は、アイヌ民族誌として意味があることはもちろんであるが、マンローの著作「Ainu Creed and Cult」や、彼が残した映像・画像記録について、それが作られていく状況や背景が説明されているという点で重要なものである。さらに、「伝統的アイヌ文化」ではなく、ひろく当時の平取の様子、そしてそこでのマンローと人びととの「かかわりあい」を知るうえでも重要な資料となるものである。

本研究プロジェクトでは、筆記あるいはタイプ打ちされ、判読が難しいマンローの書簡類を、翻刻し翻訳したうえで、二風谷在住のアイヌの人々の代表といっしょにそれを読み込み、公開に向けての準備をおこなった。

筆者は、これらの一連の作業に参加したが、この論文では、いったん、その立場を離れ、作業を客観的に見ることを試みた。その結果、本作業が、アイヌの人びとと博物館側との協働作業による民族知の返還と位置づけられること、さらにその作業が「テキストとそこに記述された人びととの相互の接近」であったこと、そしてこれまで博物館が先験的におこなってきた「作業」を、協働して分担する道を開いたことを結論する。

【キーワード】 ニール・ゴードン・マンロー、民族知返還、マンロー書簡、アクセス権、民族学的協働作業、RAI、国立歴史民俗博物館、北海道開拓記念館

## はじめに

ここ二十年近く、北米あるいはオーストラリア地域で政治的に問題化され、人類学的課題としても議論されてきたことのひとつに、先住民から収集し博物館などが保管してきた遺骨や発掘品、生活に使う器物など、いわゆる「資料」の先住民社会への「返還」がある。本稿ではそこでいう「資料」の枠を拡げて考え、博物館や文書館などの施設（以後、博物館として一括する）がこれまで保管してきた「民族誌的情報」のうち、とくに文字記録を対象としてとりあげる<sup>(1)</sup>。そして、そこに記録された内容が直接関係している民族集団への民族誌的情報の「返還」について考える。それにより「マンロー関係資料デジタル化プロジェクト」の今日的意義をわたくしなりに考えてみたいと思う。

マンロー関係資料デジタル化プロジェクトとは、ニール・ゴードン・マンローが残したアイヌにかんする諸資料のうち、写真、映画など画像化された情報と文字で記録された情報すなわちテキスト類について、悉皆調査をおこない、これらの資料の全体のインベントリーを作成するとともに、それらをデジタル化して保存性を高め、さらに「アイヌ民族の人権に配慮した研究利用の基盤を整備する」ことを目的とした研究である〔国立歴史民俗博物館 2007〕。

この目的を達成するため複数のプロジェクトが立ち上げられた。まず、予備プロジェクトとして、2005年に人間文化研究機構の連携研究（予備研究）「アイヌ文化の図像表象に関する比較研究—『夷酋列像図』とマンローコレクションのデジタルコンテンツ化の試み—」（代表：佐々木史郎，2005年度）を実施し、さらにイギリスの関連機関との研究を遂行するため、同機構の連携研究「アイヌ文化の図像表象に関する比較研究—『夷酋列像図』とマンローコレクションのデジタルコンテンツ化の試み—」（代表：佐々木史郎，マンロー班総括：内田順子，2006～2008年度，以下「連携研究」とする）をおこなった。また、国立歴史民俗博物館では、館蔵のマンロー関係の写真資料を中心とする共同研究「マンローコレクション研究—館蔵の写真資料を中心に」（代表：内田順子，2006～2008年度）を、そして、資料のデジタル化については文部科学省科学研究費により「欧米の人類学映画・写真に見えるアイヌ文化のイメージについての研究」（基盤研究（B），代表：内田順子，2006～2008年度）を実施している。また、あとでもたびたびふれることになるが、このプロジェクトには、大学、博物館関係者だけではなく、北海道平取町二風谷在住のアイヌの人びとも当初から参加している。本稿は、たがいに関連するそれらの研究の成果の一部である。

さて、本稿では、このうちテキスト類のデジタル化とその作業過程およびそこに記述されている情報の共有化に注目し、そのことが今日的にどのような意義をもつかということについて先住民資料返還運動との関連のなかで考えてみることにしたい。

そして、かかる研究プロジェクトが、アイヌの人びとと博物館側との協働作業による民族知の返還と位置づけられること、さらにさらにその作業が「テキストとそこに記述された人びととの相互の接近」であったこと、そしてこれまで博物館が先験的におこなってきた「作業」をアイヌの人びとと協働して分担する道を開いたことを結論する。

なお、先住民資料の返還運動は、たとえばアメリカ合衆国では、各地で発掘あるいは収集した遺骨、副葬品、儀式に使う道具、集団にとって意義のある器物などをそれらが本来所属する社会に返

---

還するうごきとして法制化されている (NAGPRA)。このことはあとでまた触れることになる。

## ①……………N. G. マンローとその研究 および本稿でとりあげるマンロー・テキストについて

はじめに、マンローとその研究の意義、および本稿で取り上げる文字記録 (マンロー・テキスト) について、概要を説明し、あわせて本プロジェクトでおこなった作業について、簡単に述べておきたい。

### 1.1 N. G. マンローとその研究について

まず、ニール・ゴードン・マンローについての簡単な紹介からはじめたい。マンローは 1863 年スコットランドのロッキー (現在のダンディー) の生まれ。1888 年、エディンバラ大学医学部を卒業後、外国 (インド) 航路の船医となる。人類の起源にも興味をもっていたマンローは寄港地であったインド各地で発掘もおこなっている。その後、体調を崩したことが原因で、1890 年に立ち寄った日本で療養することになるが、回復後も日本に滞在し、1942 年に死去するまで医療活動に従事するかたわら、日本において発掘調査による考古学資料の収集、アイヌ民具の収集、アイヌの儀式や信仰にかんする映像記録の作成をおこなっている。とくに 1933 年には北海道の平取町二風谷に自宅兼診療所が完成、それ以降は平取地方を拠点に研究活動をおこなっている [アイヌ文化振興・研究推進機構 (編) 2002]。マンローが残した研究資料類は、考古学資料、民具、写真、映像記録資料のほか論文原稿や書類類、図書類におよぶ。これらの資料は、国立スコットランド博物館 (National Museum of Scotland)、北海道開拓記念館、国立歴史民俗博物館のほか王立人類学研究所 (Royal Anthropological Institute; 以下でも「王立人類学研究所」と記すべきであるが、長くなり繁雑と思う。日本語にも適当な略語がないようであり、また、国際的には略称「RAI」が使用されていることから、以下 RAI と略すことにする) などの施設に分散して保管されている。

マンローのアイヌ研究の特徴は、二風谷という一定の地域に長期間暮らすことで、地域の人々との間に信頼関係を築き、一つの地域に伝えられてきた生活習慣を重点的に研究したこと、そしてさらにそれを詳細な民族誌としてまとめたことであろう。マンローが収集した資料や情報は、日常の道具類から写真類、当時としては珍しい映像記録、さらに詳細な文字記録におよぶ。マンローの研究の一部は単行本『Ainu Creed and Cult』としてすでに 1962 年に出版されている。そこではマンローが撮影した写真や収集した民具類もあわせて紹介されているが、それらは 20 世紀の後半ではすでに調査がむつかしくなっていた信仰や呪術にかんするものであり、アイヌ研究者のあいだでは注目されていたものである。いかんせん英文のため、おおくの人びとが容易に利用するには難があった。マンローの集めた民具資料については、すでに筆者がその特徴をふくめて報告している [出利葉 2002]。簡単に記せば、信仰や呪術関係の民具が見られるということ、また罨など狩猟現場でこしらえるものもみられること、これらが特徴としてあげられよう。これらの資料のなかには、マンロー以前の研究者が収集できなかったものもおおい。とくに呪術については、呪術の性質によっては簡単に人前でおこなうものではないし、話すものでもない。そうした情報を記録し、かつ関連する民具を収集している点は、マンローの特徴としてよいであろう。また、罨などは、それを仕掛け

る現場において付近にある素材で作るものもあり、集落で常時見かけるものでもない。獵期のこともある。長い期間を二風谷で過ごしたマンローだからこそ、気づいたものかもしれない。

## 1.2 本稿でとりあげたテキスト(RAI所蔵マンロー・テキスト)について

本稿では、とくにRAIが保管してきた文書類（以下このような文書類について、マンロー・テキストあるいはたんにテキストとよぶ）のうち、英国の人類学者C. G. セリグマン（Charles Gabriel Seligman, 1873-1940）博士に宛てた書簡を取り上げる。セリグマン博士は、1929年にマンローと出会った当時、ロンドン大学教授でありまた英国王立科学振興協会会員でもあったが、マンローのアイヌ研究を認め、彼のために二度にわたりロックフェラー財団に研究費援助を申請している。セリグマン博士とこのような関係にあったマンローは、アイヌにかんする民族誌出版の意図があったのだろう、博士に論文の原稿や研究メモを送っているが、そのほかにも研究の進捗状況から個人的なことまで近況を書簡で報告していた。あとに詳しく述べるように、書簡では、論文原稿の補足のほか、研究上の問題、悩みから日常生活に至るまでが記述されている。

以後、本稿で取り上げるのは、とくに注意のない限り、物質としての「書簡類」ではなくそこに記録されている「内容」についてである。別の言い方をすればテキストが伝えうるさまざまな情報について考えていこうとする。なお、テキストは、それが作成された年代、関連する歴史的イベント、あるいは作成者によっては、内容もさることながら物質としてのテキストそれ自体が「貴重な博物館資料」となることがある。テキストおよびその集合体としての「存在そのもの」に意味があると評価されたときである。その場合でも、そこに記述されている内容の重要性が、物質としてのテキストの「貴重さ」を支えていることになる。

RAIに残されていたマンロー・テキスト（文字資料）については、その存在はすでに知られていたし、論文などにも引用されている。比較的近年の例でいえば、たとえば煎本孝による調査があり、論文でも引用している〔煎本孝 1988〕。また、アイヌ文化振興・研究推進機構が2005年におこなったアイヌ工芸品展『海を渡ったアイヌの工芸』展でもその一部を参考にしており、このことは企画委員のひとりであった手塚薫が同展示会図録のなかでふれている〔手塚薫 2002〕。

ただし、日本語で公開された部分は民族誌的記述に限られていた。煎本が引用したものはクマの狩猟と送り儀礼にかんする民族誌情報であり、残されていたテキストのごく一部であったし、引用された部分がテキスト全体でどのような位置を占めるものなのかについては、明らかにされてはいなかった。また、工芸品展での利用も、手塚が図録掲載論文を執筆するうえで参考にしたにとどま<sup>(2)</sup>っていた。

もちろん、煎本や手塚がこのテキストの民族誌的情報に注目したのはその情報が重要であったからである。そこでテキスト自体の歴史的文化的人類学的意義について、簡単に触れておく。まず、このテキストの大半が、マンローの著述をもとに1962年に出版された『Ainu Creed and Cult』にきわめて関連のある点があげられる。先述したように、このテキストはほとんど、当時ロンドン大学教授であったセリグマン博士宛てに送られたものであるが、論文を執筆する過程でのさまざまな状況を説明し、また写真や記述についても、補足するものとなっていることである。

つぎに、このテキストの重要性としてマンロー自身の記述であることをあげておきたい。平取地

方を中心としたアイヌの信仰についてのマンローの研究は、同地方における儀礼や信仰について詳述した最高のものといってよい。もちろんマンローの研究には、別の見解がないわけではない。たとえば『The Ainu Ecosystem Environment and Group Structure』(1973)の著者であり、『Ainu Creed and Cult』の出版にかんしても内容的に尽力し、Introduction (Watanabe 1962, p1-4)を執筆した渡辺仁が違う見解をもっていることを、『Ainu Creed and Cult』第2章 The Kamui の脚注で、セリグマン教授の夫人であり、同書の編集者である B. Z. セリグマン (Brenda Zara Seligman) が指摘している [Seligman 1962, p16]。このような意見や解釈の相違を考慮しても、マンローの仕事は、アイヌ文化の研究上重要な意味をもつ。あわせて、二風谷でのマンローの医療を中心とした活動がその地域のアイヌの人びとの間に果たした役割を考えたとき、マンローはまさに歴史的人物であるといってよい。そのかぎりにおいても、マンローが残した記録類は、それ自体かれの活動を直接に物語るものとして重要な意味をもつものである。

### 1.3 どのような構成, 内容になっているのか

マンロー・テキストは、タイプ打ちおよび手書き文字によるもので、マンローの自筆あるいは自身のタイプ打ちによるものと推測できる。タイプ打ちのものは、インクの滲みや「かすれ」がみられ、そのことが原因で文字の判読が困難な箇所もある。アルファベットで MS と記されたあとに番号が記入され、整理されている。全部で 49 件になる。

書簡の宛先は、セリグマン教授に宛てたものが 37 件。日付は、筆者が確認した範囲では、1931 年 2 月 10 日のものが古く、1940 年 8 月 28 日付けのものが最後のようなのである。(なお、RAI に保管されているマンロー関係書簡類で、日付が判明している最後のものは 1948 年 1 月 6 日のもの。横浜にあった英国総領事館からロンドンの Ainu Research Association 事務局長に宛てたものである。)

記述された内容は、「民族誌的情報」だけではない。二風谷に暮らすマンローの近況報告、研究費、研究計画、送付した論文や物質文化資料、写真についてのコメントや補足などとなっている。とくに近況の報告は、地域住民、個人への不満、疑念などプライベートなことから、調査の進捗状況、インフォマントへの信頼、不安などにわたっている。

### 1.4 テキストの検討作業について

本研究プロジェクトでは、RAI が保管するマンロー・テキストのすべてをデジタル撮影し、それをもとにとくに手書き部分については翻刻したうえで、日本語に翻訳した。そのうえで、テキスト全文の日本語訳について、アイヌの人びとをふくむ研究チーム全員が閲覧し、各自が公開に不適切と判断した部分についてもち寄り、全体で議論し共通の見解をもつに至った。同時に、テキストの公開についても研究代表の内田順子を中心に協議をかさね、今後、これらのテキストは、国内数カ所の機関において、ひろく公開されることで合意を得ている。

本研究プロジェクトには、マンローの生活地であった平取町在住のアイヌの代表も加わり、とくに平取町という地域在住者、アイヌ民族の立場から、調査の全過程に参加し、検討をおこない、とくに情報の公開・非公開の決定などについて意見を述べている。

## ②……………マンロー・テキストに内在する情報はなにか

それでは、マンロー・テキスト（文字資料）には、どんな内容のことが書かれているのだろうか。とくに民族学的観点から、やや詳細にながめてみることにしたい。以下、引用にあたっては、RAIの資料番号を付し、引用箇所を明らかにした。なお、訳文は筆者による。

まず、民族誌記述があげられる。とくにマンローが関心をもっていた信仰についての記述はおおしい。テキストに記載される内容は、具体的な事実、状況の説明、そのことへのマンローの解釈とさまざまであるが、どれもかなりの字数を割いており、かつ内容は詳細で、「手紙」の範囲を超えている。信仰を含めた民族誌記述について、筆者は、他の研究者やマンローの著作物とくに『Ainu Creed and Cult』の内容とのいちいちの比較対照はおこなってはいない。このことは今後の課題としておきたいが、マンロー自身の著作にも記されていない民族誌的情報、さらにはこれまで多くの研究者が記載していない情報も含まれていることはまちがいないとよいと思う。

テキストのなかでマンローがたびたびふれていることに、女性の系統をしめすとされる「下紐」（マンローのいう *Upshoro Kut*）がある。この下紐のことを口にするのはきわめてタブーとされ、現在でもアイヌの人びとの間でさえ、アイヌの女性以外がこのことを口にするのは嫌われる。しかし、本稿の性格上、下紐についての概略的な説明は必要と思うので、詳述はせず、筆者の言葉で簡潔に説明しておきたい。下紐は、マンローを手伝う看護師であり、4人目の夫人となった木村チヨが診療中に下紐の存在に気づき、マンローに教えたとされている。それまでは、ながく研究者の間でもその存在は知られていなかったといわれている。下紐は女性が直接肌に身につけるお守り帯とされ、ある年齢に達すると母親から作ってもらう。作り方に秘密があるとされ、一人の女性はその母親から直接、その存在とともに作り方もあわせて伝えられるようだ。下紐の系統は人びとの婚姻関係をつよく制限する。また、他人には一切見せてはならないものとされ、例外的に夫となる人物が見る（あるいは触れる）ことができるものである。それを身につける女性の護符という呪術的な性格が強くなるようで、こうしたことも、この紐がタブーとされている理由だろう<sup>(3)</sup>。さて、マンローは、この下紐についての説明およびその解釈以外にも、アイヌ社会の移り変わり、歴史をかたるうえで意義深い情報を提供している。たとえば、1934年の時点で「ここ20年ほどの間では、娘たちは自分たち自身の下紐についてほとんど知識をもっておらず、ときには年寄りの女性が新しい下紐を作ってくれるように頼まれる」（MS249/5/13）こともあることを記録している。

なお、この下紐については、それを調査し、収集したときのアイヌ社会の反応、マンローの「困難や苦悩」も記されている。マンローの研究は、二風谷に暮らし、医療活動を通じて地域との信頼関係を築いた点がなにより評価され語り継がれているが、それでも、ものごとはすんなりとは運んではない。たとえば、これも1934年のできごとであるが、「彼女自身の下紐についてそのコピーを作ってくれている別の女性」が、「（彼女が）切っていた木の丸太で痛打された」（MS249/5/12）こと、また「神聖な一実際は恐れおおい一事柄について、かぎまわる外国人にたいしてアイヌの人びとが反感をもっている」（MS249/5/14）ことへの危惧や不安などが吐露されている。

このほかにも、民族誌的な情報については、儀式や儀礼の内容やそこで使用されるモノについて、テキスト全体におおくの記述がある。マンローが彼自身の解釈を加えたところもあるが、それを別にしても、これらの情報は当時の良好な民族誌記録であることはまちがいないだろう。

広義の民族誌記述にふくめてもよいが、とくに博物館が所蔵する資料の管理に関連する記述もある。それまでアイヌの人が使用していたあるいは所持していた「ある道具」が、どのようにして研究者が注目する「モノ」となり、さらにもち主の手を離れた「道具」は、博物館に収蔵される「資料」となったのか。博物館資料の来歴が裏付けられる場合がある。たとえば、マンローは図書や資料などの大半を1923年の震災で失うが、「幸いなことに、1913年までのコレクションはRoyal Scottish Museumに寄贈していた」(MS249/5/12)とあり、このことは、国立スコットランド博物館、および北海道開拓記念館が保管している資料の収集年代を確定する上での大きな手がかりとなる。マンローが集めたモノを補足するものは広義の民族誌的情報であるが、それはそのまま博物館が保管する資料を説明する情報にもなりうる。たとえば、資料収集時の状況「古い漁労具や狩猟具の本物の資料を得るのが極めて難しいことがわかりました…熊猟につかう槍、古い矢、鹿笛などの道具を方々に注文しました。実物の矢筒については、まだ借りることさえできないでいる (have not even yet got the loan) のですが、ちょうど今、15マイルはなれたところで、1つを求めて交渉中です…丸木舟を求めて、何マイルも上流へ人を遣わした…」(MS249/1/2.1) というような記述がそれである。

マンローの調査研究活動におけるさまざまな人びとのかかわり、とくにアイヌの人びとのかかわりについての記録がある。これは、民族誌に直接かかわる情報ではないが、調査のあり方、調査者と被調査者との関係をさぐるうえでは欠かせない研究素材となる。過去の調査や民族誌の再検討自体が文化人類学の課題であることから、興味深いものである。

たとえば、「私のたいへん活発なアイヌ人の助手 Jensuke」(MS249/2/3) について、「非常に貴重な存在であろうかと思えます。彼はアイヌのこと (出利葉注：おそらく昔のことという意味) については、まったく詳しくはありません (no Ainu authority) が、アイヌ語をかなり良く知っており、じょうずに日本語を話します」(MS249/2/4) という記述がある。なお、この Jensuke はインフォーマントとして「Ainu Creed and Cult」のなかに登場することはないが、マンローはほかの古老たちの顔写真と一緒に彼のものも掲載しており「Jensuke, my young Ainu assistant」[Munro 1962, PLATE XXXII]という解説を付している。なお、ここで Jensuke が誰であるかを「同定」する必要は、いまのところないと思う。マンローが調査をおこなった当時の(書簡は1935年の日付となっている)二風谷に、「昔のことは知らなくともアイヌ語のわかる」若者がいたこと、そのような人物がマンローの調査を手伝っていたらしいことを確認しておくだけで十分であると思う。

アイヌ文化にかんして詳細な記録を残したマンローであるが、実際、どのような言語で調査がなされたのか、よくわかってはいなかったのではないだろうか。この点についても、テキストは有意義な情報を提供する。たとえば、「午前には2時間、午後には2時間、完全に精通しているわけではない言葉でただ話しながら、返答の意味を捉えようと全神経を張り詰め…実に英語での8時間

に等しい」(MS249/5/10) こと、「実用的な日本語の知識と片言のアイヌ語の知識しか私にはない」(MS249/5/8) こと、「ほとんどのアイヌ人たちが日本語を話す」(MS249/5/8) こと、マンロー自身「アイヌ語の知識をわずかずつでも高めている」(MS249/5/8) が、「私にとって、きわめて難しいのは、副詞の選択である」(MS249/5/25) ことなどが述べられている。また、自国語を使えない状況でのストレスについても、夫人であり看護師でもあった木村チヨに話しかけるときのぞいて、「8ヶ月間、ひとことも英語を話していない」(MS249/5/14) し、「Kimura さんとの会話の多くは、日本語になります。その結果として、どんな話題についてでもあなた(出利葉注: Seligman 教授のこと)に手紙を書くときは、まるで長らく方向不明だった兄弟と話をしているかのように、急ぎたてられるように言葉がほとぼしり出るので。ほっとします!」(MS249/5/14) と、心情を吐露している。

いっぽう、二風谷の住民となり医療活動をおこなうなかで、人びととの信頼関係もしだいに確固たるものとなっていったマンローとはいえ、アイヌの人びとはどんなことでも自ら喜んで語ってくれたわけではないだろう。なかには聞きにくいこともあったであろうことは容易に想像がつく。そのようなとき、マンローがアイヌの人びとにたいしてどのような説明や説得をこころみたのであろうか。このことについても興味深い状況がたわわってくる。

マンローはさまざまな習慣について話を聞くとき、自分自身が属する文化での例をもち出していたようだ。たとえば、ヨモギの霊力については、「ヨーロッパでも古代には呪力のある草として用いられていたし、いまだに、あるいは1世紀まで遡らずとも、スコットランドでは、多くの用途に、実質的には悪霊から守るために用いられている」(MS249/5/12) とセリグマンに説明している。先述の下紐についても、アイヌの女性に対して「私(出利葉注: マンローのこと)は、タータン、わたしが写真の背景として使っているものの説明ではありませんよ! ハイランド地方のタータンや、スポーラン、紋章について説明をした」(MS249/5/13) り、あるいは「私たちの紋章や呪術的な帯、氏族を示すタータンなどについて話すことで、(アイヌの)女性たちに関心をもってもらった」(MS249/5/12) と説明し、説得したようだ。さらに、そうすることでたくさんの情報を得ることにつながったと記している。二つ例を挙げた。前者はセリグマン教授への説明ではあるが、後者の例を見ても、マンローが自文化の例をもち出し、それと比較しながらアイヌの人びとに説明したことは容易に想像できる。マンローの姿勢として、ただアイヌの習慣を聞きそれを自己の資料化するだけでなく、文化を相対化する姿勢があったことがうかがえて興味深い。

さらに、ながく北海道に住み布教活動を続けながらアイヌ研究をおこなっていたキリスト教宣教師パチェラーへの批判、人間関係が生む葛藤についても随所で触れている。パチェラーが作ったアイヌ語辞書については評価しつつも、アイヌ語自体についてはいくつかの欠落があることを指摘するばかりか、批判はさらに研究態度にまで及んでおり(MS249/5/24)、またクマ送り儀礼についても意見の対立があったことを明らかにしている(MS249/5/6, MS249/5/8)。

二風谷での日常的活動においても、マンローは自らのアイヌ文化観を行動の信条としていたようだ。マンローは、はっきりと「アイヌの文化を理解するには、彼らの信仰についてある程度理解することがほとんど不可欠である」(MS249/2/3) と述べている。しかし、その一方で、医師として西洋医学を駆使するマンローは、その医療実践の場面において、アイヌの呪術的・宗教的療法とマ

ンローが施す西洋医学との矛盾に直面することになる。日ごろのマンローのアイヌ調査実践との狭間で苦悩するマンローの姿の例をあげよう。あるときアイヌの人が、病人に呪術的な治療を施したがうまくいかなかった。そのときマンローはそのアイヌから「信頼されていた呪術的・宗教的な施術が失敗したのは、私（出利葉注；マンローのこと）が力のある（出利葉注；アイヌの）神を怒らせ、その神が私の使用人の子に復讐していたためである」（MS249/5/9）と非難され、さらに喧伝されたようだ。そのため、マンローは、「私（出利葉注；マンローのこと）の友人でほんとうに正直者である ekashi（出利葉注；古老のこと。おそらくマンローが信頼していたインフォマンツの一人であろう）は、この脚色された話をすっかり信じてしまった」（MS249/5/9）ため困ってしまったことを白状している。

もちろん、マンローの苦悩は、バチラーやアイヌの人びととの人間関係だけではなく、いたるところで研究資金の不足について触れているほか、戦争へと突き進む日本社会のマンローにたいする風当たりはことのほか辛かったようだ。「戦争が始まってから、私の仕事にたいして驚くような豹変振りが続いている」（MS249/5/35）ことを訴え、「日本国民であること、そして貧しい日本の人びとに無償で医療を施してきた無害な人物というのがいままでの評判だったのだが、そんなことは何の価値もない」（MS249/5/35）と結んでいる。

マンローのテキストについて、筆者の目にとまった部分について抜き出してみた。実際に精読すれば例はさらに増えるだろうし、また、さまざまな読み込みが可能であろう。

それでは、このような情報について、どんな活用が想定されている、あるいはさらなる活用が考えられるだろうか。

### ③……………文字情報は、誰の、どんな役に立つのか

マンロー・テキストは、なにが、どういう意味で、誰にとって、どんな意味のある情報なのかを考えてみよう。まず、研究者とくに民族誌研究者が関心をもつ情報がある。博物館が保管する資料を補足する情報も、博物館にとってさらにはそれを利用する研究者にとって有益な情報であろう。もうひとつ、アイヌの人びとにとっても、自らが歴史や文化を考え継承していくうえで有益な情報となろう。

#### 3.1 民族学(文化人類学)研究資料としてのマンロー・テキスト

まず、マンロー・テキストは、書き手であるマンローの立場すなわちアイヌ文化研究者の立場にたって記録されたものである。記録された内容は、まず、アイヌの人びとの生活全般にかかわることつまり民族誌にかんすることであり、それはそのままアイヌ文化研究のための民族誌的基礎素材といえることができる。手紙文であり、量的にはおおくはない。また、全体を概観したあるいは包括するようなものではなく、むしろ個別的な記述である。それでも個々の事象については突っ込んだ記述もある。また、マンローが聞き取りをおこなう背景についても述べており、これはマンローの著作たとえば『Ainu Creed and Cult』を補足する有益な情報となる。民族学的情報として、どん

---

なことが調査されたのかということである。

また、テキストをアイヌ文化それ自体の研究素材と見なしてしまうのではなく、アイヌ研究者であるマンローが、一定の意見や結論に至るまでの、さまざまな過程を記したものととらえ、読みなおすための素材としての利用がある。研究者としてのマンローがアイヌの人びとへ向けたまなざしだけではない。研究者としてではなく西洋人医師としてのマンロー、まったくちがった生活習慣をもつ人間マンローと、さまざまな顔があり実践がある。そのようなマンローとアイヌの人びととのふれあい、交渉、苦悩などを主体的に読み取るのである。これはマンローの調査報告や研究論文にあらわれない部分である。マンローは、さまざまな民族学的情報を、誰から、どのような方法で得ていたのか。たしかに『Ainu Creed and Cult』には、Rennuikesh や Uesanash, Isonash, Shirambe, Tumashnuri, Kotanpira などの男性、Tekatte や Tumashumi の妻など、女性のインフォマントの名前があげられている。しかし、彼らから得られた民族学的情報のみ記されており、そうした情報がどのような交渉、もつれ合い、合意のなかで得られたものであるのかについては、筆者が見た限り説明はない。

この二つは、いうなれば民族学（文化人類学）研究者が、研究者の視点で、かれらの研究目的のためにマンロー・テキストを活用することである。その限りにおいて、このようなテキストにアプローチし、それを調査し、調査結果を所有し、利用するものとして、まず研究者があげられる。

博物館に収蔵された物質文化資料を補足する情報を提供するものとしても、このテキストは有効である。先にも触れたように、マンローが集めた物質文化にかんする資料、写真、映画は、RAI、国立スコットランド博物館、北海道開拓記念館、国立歴史民俗博物館、北海道大学などに保管されている。これらのなかにはすでに何らかの付帯情報をもつ資料もあるが、そのような情報を全くもたないものもある。本テキストはそうした資料に情報を与えるあるいは情報を補足する可能性をもつ。

それでは、はたして、それだけしか利用の道はないのだろうか。それならば、そこでえられたさまざまな情報は研究者だけが管理すればよいのだろうか。このような疑問がでてくることは予想されないのだろうか。また、そのような疑問に対して、どのような回答があるのだろうか。

### 3.2 マンロー・テキストの可能性

いまさらいうまでもないことかも知れないが、マンロー・テキストに記述されていることがらは、アイヌの人びとにとっても役に立つ情報であろう。その利用の道はある。

いま、アイヌの人びとのなかには、自らの歴史を自らの手で叙述しよう、自分の文化について自らの手で描写し、それを伝えていこうという動きがある。さまざまな文化要素が人びとの記憶から薄れ、伝えてきた生活習慣を知る古老が少なくなってきたいま、テキストに記載された内容、とくに「民族知」は参考になるだろう。とくに下紐や呪術・まじないにかんするさまざまな伝承は、タブー視されてきたこともあり公にはされていないが、おそらくその詳細は現在につたえられてはいないと想像する。下紐の伝承については、現在の状況の一端を註(3)でふれたところである。

テキストに書かれているさまざまな要素のうち、なにを、どのようにして取り入れるか。もちろん、その選択は、アイヌの人びとが自らの意志に基づいておこなうことになる。

---

### 3.3 マンロー・テキストがもつ情報は誰のものか

このようにみえてくると、マンロー・テキストのさまざまな利用の可能性は、研究者によるアイヌ研究への利用だけではないことがわかる。アイヌの人びとにとっても役立つと思われる情報、これからさき利用の可能性をもつ情報は少なくはない。

とすれば、ここであらためて、そのような情報をふくむテキストについて、そこにアクセスし、その内容をある権利によって共有しあう人びとの姿について、議論がおこってもよいだろう。このことは容易に想定されよう。テキスト情報を管理するものは誰なのか。情報へのアクセス、選択、管理、公開は、研究者の仕事なのだろうか。研究者のみが特権としておこなうことのできる、あるいは彼らに許可された仕事なのだろうか。あらためて、この問いが成立する。それを利用するアイヌの人びとは、研究者が選択し、なんらかの研究上の処理をしたうえで提供される最終的成果物のみ手にすればよいのだろうか。

このことは、同時に、テキストに記された「情報」とくに「民族知」の所有者についての問題を提起する。このことに注目してみたい。それは、マンローの著作権なのだろうか。テキストを保管してきた機関のものなのだろうか。それとも、保管されてきたテキストを発見し、それを調査し、明文化した研究者の業績として、かれの所有物になるのだろうか。

このように問いを進めてくると、本研究プロジェクトがおこなったマンロー・テキストの調査と解読作業は同時に、議論すべき問題点が、返還運動の問題へと移行する可能性を含んでいるといえないだろうかという考えに到る。先住民資料返還運動の枠をひろげて、そのなかで考えていく、将来への展望を考えていくことはできないのだろうか。

## ④……………資料返還運動からみた文字情報

資料返還運動の枠内で考えていこうとするまえに、簡単に先住民資料の返還運動についてまとめておきたい。そのうえで、マンロー・テキストのような文字による情報の返還について、考えていくことにしたい。

### 4.1 先住民資料の返還運動

近代国家が先住民から「収集」した資料を、先住民に戻す政治的活動は1980年代からいくつかの国々でみられるようになった。例としてアメリカ合衆国における先住民資料返還運動（Native American Graves Protection and Repatriation Act ; NAGPRA）にふれよう。この法律はPublic Law として1990年11月16日に制定されている。概略を記すとつぎのようになる。博物館などの施設は、本来、先住民の側に属していたはずの人骨や資料などを、学術資料収集という名のもとに標本・資料として集め保管している。そのなかには許可なく墓から掘り出された遺骨やその副葬品、また、宗教儀礼につかわれる道具類や集団にとって重要な意味をもつ道具がある。そうした標本や資料についてはある一定の手続きを経たうえで、先住民の集団に返還するということが法律で決定され、現在も、返還作業が進行中である<sup>(4)</sup>。

一言でいえば奪われた遺骨や重要な意味をもつ器物を、もとの所有者がとりもどす行為といえるのだろう。研究という大義名分があれば、誰の断りもなく墓を曝いてよいのか、器物は本来誰のものか、本来あるべき姿はどうかという、先住民側からの問いかけであり、少なくとも「奪われた」側に立てば、人間としてのぞましい姿に戻す運動といえる。

かつて民族学や人類学の研究は、研究者の問題関心のままに発掘をおこない、発掘品を収集し、また近代化にむかう少数者社会において文化を保存するという名目で人びとから器物を収集し、そうしたモノを資料・標本として、博物館に代表される収蔵展示施設で保管してきた。文化財として認識しなおし将来に伝えるとはいえ、このような活動の背景には、世界を西洋の文化が席卷することを前提とした、西洋文化中心の考え方、発想が存在したのだろう。このような考えにたいする異議申し立てのひとつとして、資料の返還運動を捉えることは可能だろう。

## 4.2 物質文化資料の返還運動

つぎに、先住民資料返還運動で返される対象となる遺骨を含む「資料」と、マンロー・テキストのような文字情報の特質について比較してみよう。

まず、ヴァルター・ベンヤミンを援用することからはじめたい。ベンヤミンの『複製技術時代の芸術作品』[1936 (1995)]は70年以上前の著作であり、また論じているのは芸術作品ではあるが、そこで述べられていることは資料返還運動を考えるときに参考になると思う。彼は、その前半で、「芸術作品」の「複製」について定義を含めて議論している。

ベンヤミンは、「芸術作品」とその「複製」との関係において、まず芸術作品の「いま-ここの性質」すなわち「それが存在する場所に、一回的に在るという性質」に注目する。ここでベンヤミンは「オリジナルの真正さ」という概念を提起する。[ベンヤミン 1995, p588]

たしかに、形として存在するモノ（物質文化資料となりうるもの）も、「いま-ここの性質」のものである。観念的な議論になる可能性もあることを承知でいえば、たとえ大量生産された道具でさえも、誰かが「ある特定の」モノとして意識した瞬間に、そのモノは時空間において唯一の存在、すなわち一回的な存在となる。「ある」モノは、製作者や使用者の手元であろうが、コレクターあるいは博物館の収蔵庫や展示場であろうが、どこかに限定的に存在し、同時に複数の場所には存在しない。一回的にあるものである。本物は分割できないため、一箇所にしかおかれぬ。

それゆえ、その真正性が保証されるとき、返還運動もまた一回性の運動として意味をもつ。もちろん、そうしたモノの複製を作ることは可能であろうが、実物と複製の間には、真正性という点で厳然とした差が存在することになる。だから、真正性という点では、複製が返還されることは意味をなさない。ある資料の返還が、繰り返しおこなわれるあるいは複数の場所にたいしておこなわれることは、ありえないのである。だから、返還運動それ自体、一回性のものとなる。

一回性のものである限りにおいて、この行為はそれ自体、目的化の対象となる。また、この一回性の行為は、双方の「所有者」のあいだで認識や価値観が異なるとき、困難をとまなう。そのため、それを実現するために政治が介入する。その結果、資料返還運動は法的に保証されることになる。

また、その行為自体が、先住民と博物館側との関係性を再構築するきわめて象徴的なできごととして再認識される。このとき、返還運動はあらたな意味を付加されたことになる。

### 4.3 資料返還運動からみたテキスト

それでは、本稿で見てきたマンロー・テキストなどのように、モノや資料としてというよりむしろ、そこに書かれている内容に民族学的な意義を見いだされたテキスト（文字による情報）は、資料返還運動の文脈あるいは論理のなかでは、どのように理解し位置づけることが可能であろうか。

テキストは、それが書かれた「書籍」や「書簡」など物体として価値を見いだされることもあるが、本稿の趣旨に即していえば、それよりもむしろ物体としての形はなさないがそこで語られる内容そのものに意味がある。このたびの研究プロジェクトでデジタル複写、翻刻、翻訳、討論配布資料としてのコピー……と作業が進んだように、その内容はさまざまな形態で複製可能であり、さまざまな人びとにリレーされる。そこに一回性はない。内容の複製物は、内容的にみてそれぞれが等価であり、また、その限りにおいて真正性は意味をなさない。

それだけに、資料（モノ）の返還運動と比較すれば、政治問題化する機会も、すくなくともこれまでほとんどなく、返還運動としての象徴性もきわめて稀薄であろう。また、複製物を返還することは、その受け手は際限なく広がることにもなり、一回性のあるモノの返還にくらべて「あいまい」なものとなる。このような状況は、テキストの（内容の）返還運動を法的に保証することを、（先住民運動としては）意味をなさないものとするかもしれない。

それでは、テキストは返還運動の対象とはなりえないのであろうか。ここで、観念論的な議論に陥ることをおそれずに議論を進めよう。なにが返還の対象となるべきか。このことを、もう一度考えることは意義のあることだろう。返還という行為において、意味があり、返還の対象となりうるものは、物質的なモノだけではないだろう。そして、それは誰の役に立つのか。つぎにそのことを検討してみることにしよう。

## ⑤……………返還されることのメリットはなにか

前章では資料返還運動という観点から、物質文化資料いわゆるモノとテキストとを対比し、特徴とその違いをみてきた。

それでは、返還という作業は、誰にとって、どんな意味があるのだろうか。とくに返還される側である先住民のメリットはなんなのか。なにを目的としているのだろうか。ここでは、このことを考えてみたい。

遺骨や資料（モノ）の返還運動であれば、それらは、本来、誰のもので、誰が管理すべきだったのか。このことをあらためて確認しなおすことになるだろう。モノにかかわる所有権あるいは遺骨をめぐる人権の問題として、また双方の文化を相対化するという観点からも、それらが返還されることで目的は達成される。そしてそれがひとつのメリットといえるだろう。資料返還運動は、モノをめぐる、それを管理する権利、さらにいえば収集する側とされる側とのあいだにくりひろげられたできごと、つまり集団間の関係性を、収集時点にさかのぼって可視化する。このことは、これまでその事実を隠蔽されてきた先住民の側にとってのおおきなメリットとなる。

それでは、テキスト（の内容）を返還することはどのようなメリットがあるのだろうか。くりか

えしになるが、テキストは、モノとは違い一回性はない。だから、そのことが将来するメリットも期待できないだろう。それでは、テキストを返還することのメリットはどこに求められるのだろうか。

最初に確認しておきたいことは、いうまでもないことであるが、マンロー・テキストはアイヌの人びとが自己の文化的アイデンティティを保持し続けていくための一つの手段として、「伝統的」文化を学び、復原し、そして継承していくうえでの重要な情報源となるということである。メリットはそれだけであろうか。

このことを考えるためには、見方を変えて、モノの返還とは別のことを検討する必要があるようだ。そこで、あらためて本プロジェクトにおけるマンロー関係テキストのデジタル化の作業過程を考えてみよう。本プロジェクトでは、調査の段階からアイヌの人を含む二風谷のコミュニティの代表者と、マンローにかかわる資料を保管する施設のスタッフが一緒に仕事をしてきた。とくにテキストや画像については、全員で目を通し、数回の議論をへて、公開基準を作るとともに非公開とすべき部分を選定した。また、画像記録についても、二風谷の人びと自らが、調査によって写り込んでいる人びとを特定する作業をおこなった。国内外の資料所蔵機関での調査や作業、討論においても、研究者だけでなくアイヌの人びとが参加した。

この作業は、テキストの返還がたんなる学びや継承のための参考資料の獲得では終わらないことを意味している。このことに注意すべきである。研究者とアイヌの人びとが共同で作業を進めることによって、テキストに記されている文化は誰のものであったのか、このことを、それに関係した人びとすべてが、今一度確認しあうことになったのではないだろうか。そしてテキストに記された情報は、調査の冒頭からアイヌの人びと自らがそれを取捨選択することで今後に生かしていくことになる。このことは、テキストに記された情報をコントロールできる権利を、アイヌの人びとが取り戻すことになる。

このことは、テキストについてのみいえば、そこに記されたさまざまな情報について、調査する、公開する、利用するといった、これまで博物館などに属する「研究者」が、先験的、独占的かつ特権的におこなってきた作業に、アイヌの人びとすなわちテキスト化された側の人びとも積極的にかかわったこと、そしてそこでなんらかの権利を行使したことを意味する。ひとことでいえば、情報にアクセスする権利というハードルが、これまでとはちがったかたちで設定されたということだろう。もちろん、そうしたからといって、テキストの内容が、振り子が振れるように、こんどはアイヌの人びとの独占物になったということの意味しない。

## ⑥……………文字情報の返還の意義

ここで、もういちど、ベンヤミンを援用したい。ベンヤミンは、芸術作品の複製のなかでとくに「技術的複製」は、「オリジナルの模像を、オリジナルそのものが到達できないような状況のなかへ運んでゆくことができる」とし、オリジナルが「受容者のほうへ歩み寄る」ことが、オリジナルが技術的複製にたいして「その権威を完全に保持」できない理由の一つとしてあげている〔ベンヤミン 1995, p589〕。さらに、「複製技術」は、「複製の対象となるものを」「一回限り出現させるのではなく、大量に出現させ」、それにより、複製を「それぞれの状況のなかにいる受け手のほうへ近づ

---

いていく可能性を与え」、「それによって、複製される対象をアクチュアルなものにする」[ベンヤミン 1995, p590] とする。

いま北米やオーストラリアなどでおこなわれている資料の返還運動についていえば、それは博物館が所蔵してきた資料についてであり、それらは遺骨、副葬品、器物などである。ベンヤミンのいうところに対比させれば、その「いま-ここの性質」すなわち「真正性」ゆえに、ベンヤミンのいう「芸術作品」に対比することができる。マンローが収集したものについて考えてみると、彼が集めた物質文化資料についても、おなじような対比を考えることができる。

一方、マンロー・テキストにもどって考えてみる。RAI が所蔵するテキストそのものについても、ベンヤミンのいう「芸術作品」すなわち「複製の対象となる」ものに対比できよう。

それでは、このたびデジタル化されたテキストはどうだろう。これは、「複製技術」すなわちデジタル処理という技術によって「複製」された「技術的複製」に対比できる。もちろん、デジタル処理されたマンロー・テキストはベンヤミンのいうオリジナルではなく、したがって「一回性」はない。

しかし、それらは、「翻刻」「翻訳」という手作業をへて、すくなくともテキストの内容は、日本側とくにアイヌの人びとの側に近づいてくることになる。さらに、ベンヤミンは写真の原板の場合をあげて、「どれが真正なプリントかという問いは無意味である」[ベンヤミン 1995, p595] とするが、デジタル化されたマンロー・テキストについても、そこで真正性を議論することは意味がなく、また、その内容においてもしかりである。

デジタル処理されたマンロー・テキストは、「複製」ゆえに「真正性」はない。しかし、それゆえ、意味がないのではない。アイヌの人びとへの接近性。このことを、その特徴としてあげておいてよいだろう。

## ⑦……………まとめと今後の課題

このように見てくると、本研究プロジェクトがおこなったマンロー・テキストの解説とその共有化は、「民族知」の返還といえるかもしれない。だからといって、いまここで民族知に所有権が存在することを主張しているのではないし、研究者によるその利用を制限しようとしているのでもない。そうではなくて、これまで博物館側、すなわち民族知を収集し記録する側が保管してきた知識で、とくに、本来の所有者のあいだでは現在共有されてはいないと思われるもの、それを共有していこうとする動きととらえることができるということである。

複製の製作ということからいえば、情報への「アクセス」があげられる。このことには二つの意味がある。ただ「民族知」が返還されたということではなく、それが複数の場所に返還され、アイヌの人びとが情報をより利用しやすくなったということがひとつ。このことは、モノの資料返還にはない、大きな利点でありかつ相違点ということが出来るかも知れない。もうひとつは、プロジェクトの過程での協働作業により、アイヌの人びともまた、能動的に情報にアクセスできたという意義がある。これまで博物館などの施設が所有し、アクセスを制限してきたテキスト。あるいは特定の研究者のみが、彼／彼女の意図により、アクセスし、調査し、そして公開してきたテキスト。こ

---

のようなテキストにたいして調査の初期段階から研究者とアイヌの人びとが共同でアクセスし、作業し複製化すること。ここに意義があるといえるのだろう。

さて、ここで、アイヌ民族をめぐる「資料」と研究者、アイヌの人びととの関係をふりかえってみよう。物質文化資料以外の資料たとえば音声資料について、これまでまったく先住民社会への返還をおこなってこなかったわけではない。たとえば、ポーランドのポズナン大学が所蔵していたピウスツキ蠟管についての総合プロジェクトにおいても、そこに録音されていたアイヌの人びとの口承伝承について、工業技術を駆使して音声化し、さらにアイヌの人びとと協働で文字化した経緯がある〔加藤九祚・小谷凱宣編 1987〕。

じつは、マンローにかんしても、かれが収集した民族誌情報は、その著『The Ainu Creed And Cult』においてすでに公開されていた。同書に民族学的情報が豊富なことは、すでに複数の研究者が認めていたが、残念なことは、記述が英語でなされていたことにより、おおくの人びとにとっては、ながらくその豊富な民族知への接近が困難なことであった。本書は、2002年になってはじめて小松哲郎氏により日本語訳が出されたが〔小松哲郎 2002〕、小稿の文脈からしても、この出版の意義はきわめて大きいといえる。

かつておこなわれたこのような作業についても、いま、資料返還運動の文脈において、再度見直すことは意味のある作業となるだろう。

なお、アメリカ合衆国においても、国立自然史博物館の極北地域研究センターは、かつてセント・ローレンス島先住民から収集した音声資料や写真などについて、先住民と協働で、活字化し文字媒体化したうえで書籍として出版し、現地へ還元するという作業をおこなっている〔Krupnik 2002〕。博物館側から集成作業に参加したクループニク博士は、これを「Knowledge repatriation」（民族知の返還）と呼び、遺骨および副葬品などの物質文化資料の返還運動と対置して考え、その意義をのべ、さらに、「返還運動」として「意識化」している。注意すべきは、そこでも、先住民との協働作業であることが強調されている点であろう。筆者はその過程の詳細を検討していないが、このクループニク博士らの作業は、先住民社会への情報の返還運動としての観点から、方法論も含めてあらためて本研究や我が国でのこれまでの作業と比較し、議論すべきであろう。今後の課題としておきたい。

もうひとつ、本稿では言及しなかったが、地域の人びとが、そこで起こったできごとを知る権利も考えられなければならないだろう。テキストに書かれていることがらは、研究者や博物館側に属する人びとだけが知っていればよいというものではないし、また独占する権利もないことは自明のことでもあるからである。もちろん、ここでいう「地域の人びと」とはアイヌの人びとだけを指してはいない。小論では民族知に限定したため、このことは議論していないが、今後の課題としておきたい。

本稿では、テキストに記述された「情報」の返還にいたる過程をふまえながら、その意義を考えてきた。繰り返しになるが、ここで注意しておきたいことは、ただ「書いたもの」「なかみ」を公開すればそれでよいということではないだろうということである。個人的な情報の取り扱いとそれ

を公開することの危険性を、誰がどう判断するのか。また、テキストは複製可能なものだけに、取り扱いには注意が必要である。このことにも注意しておかねばならない。

しかし、それを決めるのは博物館や文書館などの側に属するスタッフではない。このことはつよく意識されてよいであろう。それにもまして重要なことは、まず、当事者であるアイヌの人びとが、それにアクセスできること、そしてそれを活用すること、活用できる状態になっていること。このことが考えられなければならないということだろう。

本プロジェクトのメンバーでもある貝澤耕一氏は、網走市にある北海道立北方民族博物館で開催されたシンポジウムの席上、「これまで二風谷に来る研究者は何をやっているのか。私たちにはさっぱりわからない。」(貝澤耕一によるシンポジウムでの発言 2008, 出利葉 2008)と発言し、研究する側とされる側との「ミスコミュニケーション」あるいは「調査者の一方的な態度」について批判した。この貝澤氏の批判を受け入れ、それに答えるとすれば、どうすればよいのか。難しいことではあるが、研究過程をお互いに確認しつつ、できれば共同で作業を進めること、これが一つの方法となるだろう。本研究プロジェクトは、この意味でもひとつのモデルケースであったといえると思う。本プロジェクトは、テキスト情報のもつ意味の重要性や民族学的情報の返還とその活用の意義を考えるきっかけを、あらためてわれわれにあたえてくれたように思う。

本稿を終えるにあたり、本研究プロジェクト参加者とマンロー資料を所蔵する各機関には討論や資料閲覧などでお世話になった。記してお礼申し上げたい。

また、本稿は、「はじめに」で述べたように、いくつかの研究プロジェクトの成果であるが、それとは別に、次の2つのプロジェクトの成果も利用していることを付記しておく。(1) アイヌ文化振興・研究推進機構 2002年度 工芸品展にかかわる事前調査。(2) 平成22年度 文部科学省科学研究費補助金 基盤研究(B)「明治期北海道におけるアイヌ・西洋人・エージェントをめぐる文化人類学的研究」(研究代表者: 出利葉浩司)。

## 註

(1)——民族(文化人類)学など、人びとの文化を研究対象とする学問がこれまで研究の素材としてきたさまざまな性質のものを、どのように呼びかけるべきか。このことについて、本稿の内容を考えると、ここで厳密な定義が必要なことは承知している。本稿では、そうした呼称の研究史をふまえて十分に議論する余裕がないため、とりあえずつぎのように呼んでおきたいと思う。物質文化にかんするもの、すなわち人びとが日常生活に使用する道具類全般については、一般的な呼称として「道具」あるいは「器物」という語を用いる。そうした「器物」のうち、研究者が研究対象として注目したものについて、そのことを意識するため民具学などでいう「民具」あるいは「モノ」という呼称を使い区別しておきたい。また、それらが博物館施設などに収蔵された場合を「資料」あるいは「標本」と呼ぶことにしたいと思う。また、ここ

でいう「民族誌的情報」とは、研究者が、研究対象とする文化や社会を研究者の目線をとおして観察し記録・記述した学術的生産物を意味している。具体的にいえば、写真類、映像類、音声記録、スケッチ、文字記録などになる。本研究では、このうち文字記録類を議論の対象とし、それを「テキスト」という呼称で表現している。

(2)——煎本孝が調査した当時、マンロー・テキストの取り扱いが極めて厳格で、保存を考慮しコピーや写真撮影は許可されず、すべて手書きで写し取ったということ、筆者は煎本本人から聞いたことがある。また、2003年におこなわれた手塚薫らの調査も、展示会における展示物としての借用もふくめて利用を考えてのことであったが、テキストの状態が良好ではなく借用は断念せざるをえず、図録の執筆の際に内容を一部引用するに止まらざるを得なかった。なお、展示会の事前調査としておこ

なったこの手塚の調査により、RAI側にマンロー・テキストの重要性が再認識され、本研究プロジェクトにつながったことを、申し添えておきたい。

(3)——下紐の展示や公開については現代でも議論があり、博物館や研究者も慎重であるべきだろう。マンローが収集した下紐は、北海道開拓記念館と大英博物館に収蔵されている。2002年に開催した展示会「海を渡ったアイヌの工芸展」においても、筆者ら企画委員は下紐を展示するかどうかアイヌの工芸家を交えて議論した。その結果、19点の資料をひとつのケースに「すし詰め」にして来館者が細部に注目しないようにし、かつ、照明を暗くして細部の観察ができないような展示手法をとることで意見が一致し、北海道会場（北海道開拓記念館）ではそのように展示した。しかし、展示期間中、一人のアイヌ女性から「展示すべきではないのではないか」と

の意見をいただき、展示リーダーであった筆者はその女性に展示の意義を説明し協議した。十分な理解を得られなかったが札幌会場では展示を継続することでおちついた。その後の関東会場（神奈川県立歴史博物館）開催にあたっては、あらためて東京在住のアイヌの女性たちと協議した。「(アイヌ女性として) そのようなものがあることを知らなかったの、ぜひ見てみたい」という意見もあったが、展示すべきでないという意見がおおく、最終的に展示しないことになった。

(4)——NAGPRAについては、National Park Service, U.S. Department of the Interior のホームページ National NAGPRA を参照した。2010年9月時点。

(<http://www.nps.gov/history/nagpra/mandates/25usc3001etseq.htm>)

#### 引用文献（アルファベット順）

- (財) アイヌ文化振興・研究推進機構（編）『財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 アイヌ工芸品展 海を渡ったアイヌの工芸 英国人医師マンローのコレクションから』(財) アイヌ文化振興・研究推進機構, 2002年。
- ベンヤミン・ヴァルター, 浅井健二郎編訳「複製技術時代の芸術作品」『ベンヤミン・コレクション1 近代の意味』ちくま学芸文庫, 1995年。(Benjamin Walter “Das Kunstwerk im Zeitalter sener technischen Reproduzierbarkeit” 1935-36.)
- 出利葉浩司「マンローコレクションについて」(財) アイヌ文化振興・研究推進機構（編）『財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 アイヌ工芸品展 海を渡ったアイヌの工芸 英国人医師マンローのコレクションから』所収,(財) アイヌ文化振興・研究推進機構, 2002年。
- 出利葉浩司「調査される側の声」日本文化人類学会編『文化人類学事典』丸善, 2008年, 790-791頁。
- 煎本孝「アイヌは如何にして熊を狩猟したか: 狩猟の象徴的意味と行動戦略」『民族学研究』53巻第2号, 1988年, 125-154頁。
- 加藤九祚・小谷凱宣編『国立民族学博物館研究報告別冊 第5号 ピウスツキ資料と北方諸民族文化の研究』国立民族学博物館, 1987年。
- 国立歴史民俗博物館編『大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館年報4』国立歴史民俗博物館, 2007年, 78頁。
- Krupnik, Igor “Introduction” Krupnik, Igor et al etd. “Sourcebook in St. Laurence Island Heritage and History Akuzilleput Igaqullghet Our Words Put to Paper” Arctic Studies Center, National Museum of Natural History, Smithsonian Institution, Washington, D.C. 2002年, 16-19頁。
- Munro, Neil G. B. Z. Seligman (ed.) “Ainu Creed and Cult” Greenwood Press Publishers, 1962年。(マンロー・N. G. B. Z. セリグマン編, 小松哲郎訳『アイヌの信仰とその儀式』(財) アイヌ文化研究推進機構の助成による出版, 2002年)
- Seligman, B. Z. Munro, N. G. “Ainu Creed and Cult” の脚注。Munro, N. G. “Ainu Creed and Cult” B. Z. Seligman (ed.) Greenwood Press Publishers, 1962年。
- 手塚薫「縄文土器からアイヌ文化へ」「マンローをめぐる人々」(財) アイヌ文化振興・研究推進機構（編）『財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 アイヌ工芸品展 海を渡ったアイヌの工芸 英国人医師マンローのコレクションから』所収, (財) アイヌ文化振興・研究推進機構, 2002年。

(北海道開拓記念館, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2010年9月27日受付, 2011年2月21日審査終了)

---

## **What Will the Munro Text “Repatriate”? : Present-Day Significance of the Project for Digitizing Materials Related to Neil Gordon Munro**

DERIHA Koji

One of the anthropologic issues that has been discussed for nearly twenty years in North America and Australian regions is the politically controversial movement to repatriate materials that have been collected from native people and preserved by museums. There is also a move to include textual records and photos in the materials to be repatriated as “Knowledge repatriation” [Krupnik 2002].

In this paper, the framework of materials is expanded photos, documents and movies including ethnographic information that have been stored at facilities such as museums and archives are discussed, and the repatriation of the recorded contents to the ethnic groups to which the contents are directly related are studied.

The materials I would like to deal with are the letters written to Dr. Seligman during the period from 1931 to 1940, among the correspondence of Neil G. Munro stored by the Royal Anthropological Institute (RAI). When Munro sent them to Dr. Seligman, who was a professor of London University at that time, Munro had a plan to publish his work on Ainu ethnography. He wrote about not only his latest news in the letters but also about problems and worries related to his studies as well as events of daily life.

The information included in the correspondence is naturally significant as Ainu ethnographical studies, and it is also important as a description of the processes and background of Munro’s work “Ainu Creed and Cult” and of his movies and image records. In addition, the materials give us useful information on the daily life of Biratori at that time and the relationship between Munro and the people there, not just of traditional Ainu culture.

In this research project, we transcribed and translated Munro’s handwritten or typewritten letters that were difficult to make out, and then we read them carefully with people representative of Ainu living in Nibutani for preparation toward publication.

I joined the above work. In this article, however, apart from that position, I tried to objectively observe the work. As a result, I conclude that the work is valuable knowledge repatriation through cooperative work between the Ainu people and people from the museums. The work also allows inter-access of the texts and the descendant of the people who are described in them. And that it opens the road of collaboratively conducting and sharing the work, which has been unquestioningly conducted

by the museums so far.

key words: Neil Gordon Munro, Knowledge Repatriation, Munro Correspondence,  
Access to Ethnological Materials, Ethnological Co-operation, Royal Anthropological Institute,  
National Museum of Japanese History, Historical Museum of Hokkaido